教職員・保育従事者のための

児童虐待対応eラーニング

オレンジリボンマーク

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

ｅラーニングの内容

１　児童虐待に関する基本的理解

２　早期発見の視点と初期対応

３　通告とその後の対応について

1　児童虐待に関する基本的理解

2　早期発見の視点と初期対応

お手元に御準備を！

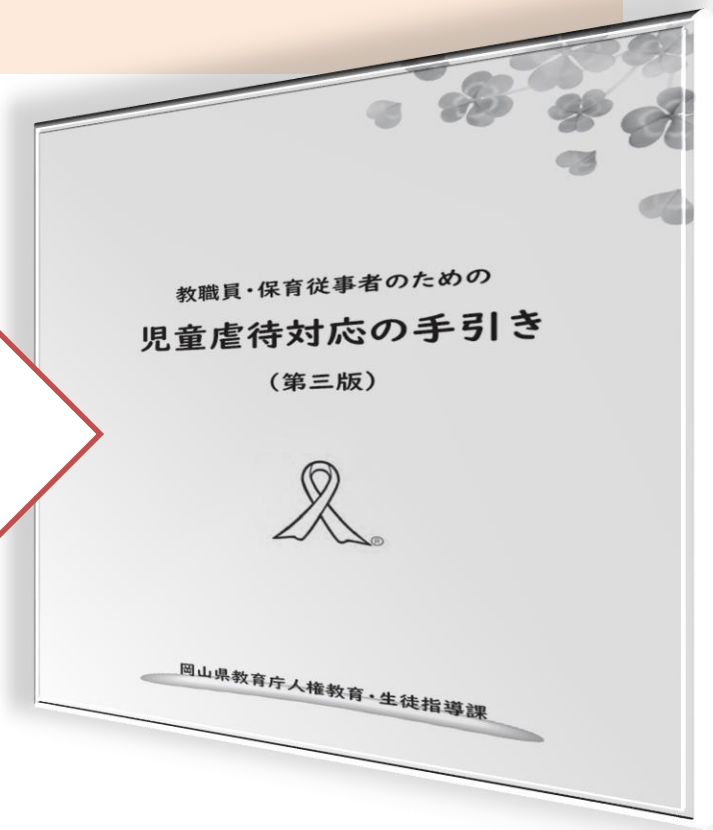

Ⅰ 児童虐待に関する基本的理解

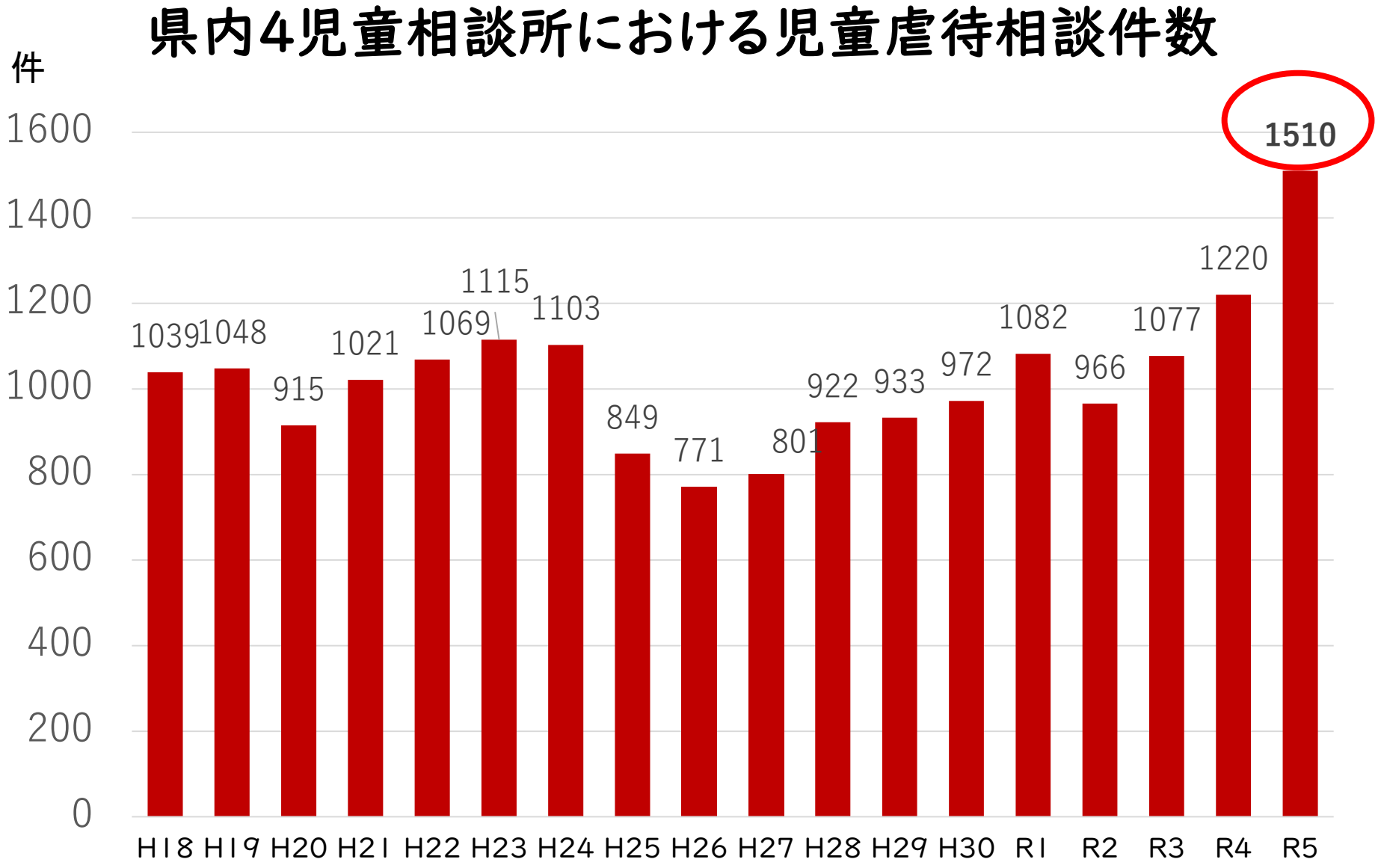

岡山県子ども家庭課より資料提供（R5）

Ⅰ　児童虐待に関する基本的理解

児童虐待の種類

こどもまんなかこども家庭庁HPより

身体的虐待

殴(なぐ)る、蹴(け)る、叩(たた)く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺(おぼ)れさせる　など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする　など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）　など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない　など

Ⅰ　児童虐待に関する基本的理解

手引きP.2～3

児童虐待による子どもへの影響

身体面に現れる影響

- 発育・発達の遅れ
- 頭痛、腹痛、疲労感　等

精神面に現れる影響

- 愛着障害
- 乖離（かいり）
- 抑うつ
- 知的発達への影響

行動面に現れる影響

- 衝動性
- 攻撃性
- 食行動の異常
- 自傷行為
- ためし行動

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.5

学校の果たすべき役割

① 虐待の早期発見

② 通告・通報・相談

③ 関係機関への協力

④ 虐待防止の教育

こども家庭庁HPより

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.11

何かいつもと違う･･･？どこか不自然だ･･･？

児童虐待チェックリスト

日（　　時　　分記入）
どもとの関係　　）
組　　氏名　　生年月日

ア　子どもの様子

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		「頭が重い」「目の奥が痛い」「疲れが取れない」「よく体調不良を訴える。
			かん高い叫び声や泣き声をあげて、突然目を覚ます、悪
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げたかばう。
			過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせ
			大人の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたり
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。
			ボーっとしている。急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴する。
			他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなが見られる。
			大人に対して反抗的。暴言を吐く。
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりする等攻撃
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担当教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づい等、過度のスキンシップを求める。
			不自然に子どもが保護者と密着している。
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
			繰り返し嘘をつく。空想的な言動が増える。
			自暴自棄な言動がある。

【使い方のワンポイントアドバイス】
虐待の発見だけでなく、
「対応の協議」の際にも使えます！

養護教諭のための児童虐待対応の手引（文科省）

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.11

身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

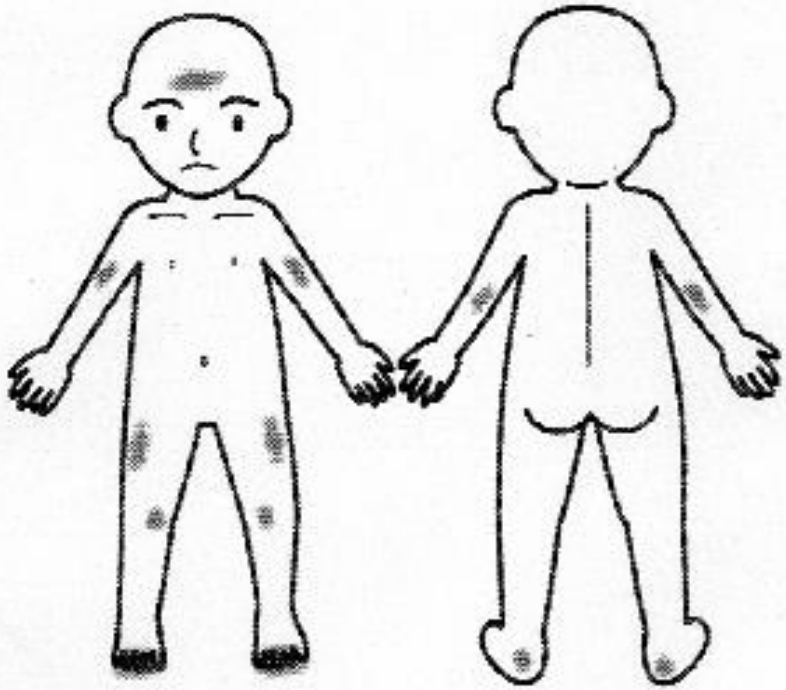

＜事故でけがをしやすい部位＞

骨張っているところ

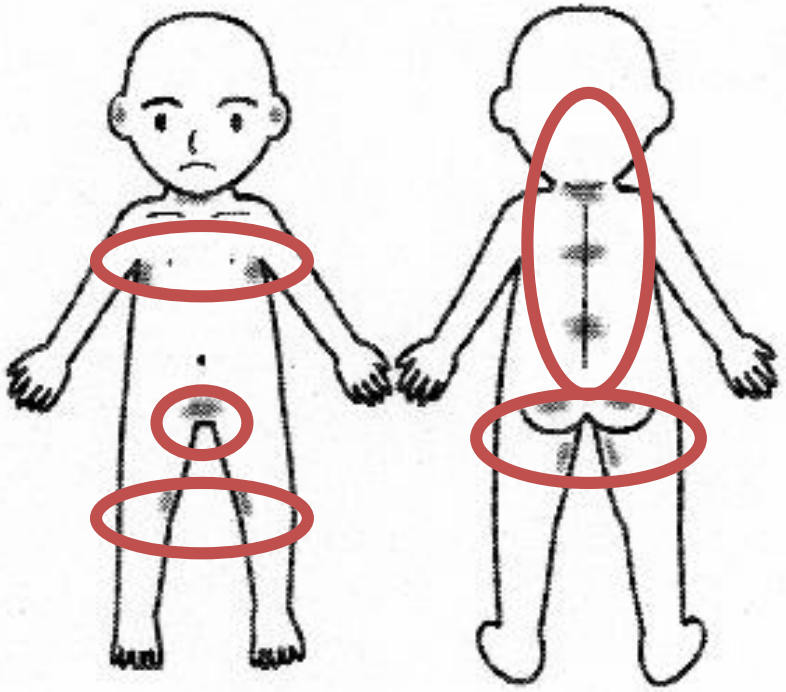

＜虐待によるけがが多い部位＞

柔らかいところ
引っ込んでいるところ
隠れているところ

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.15

①相談と報告

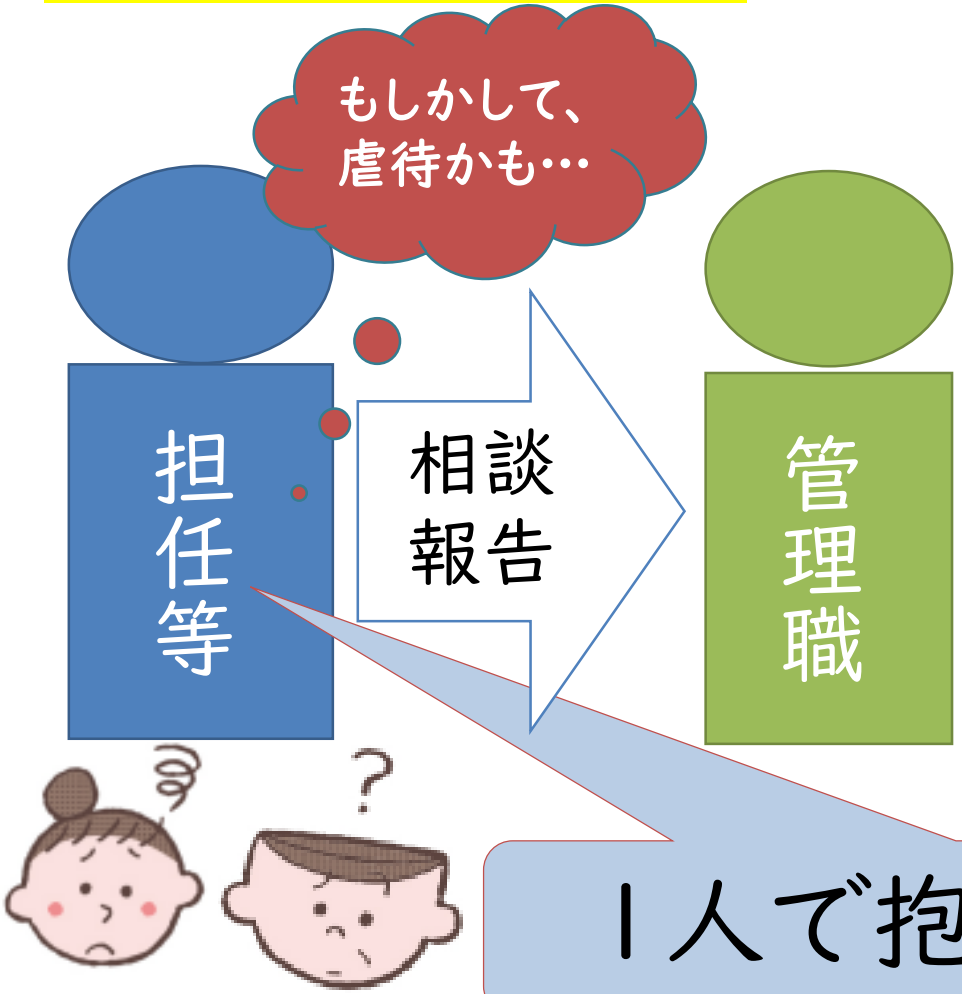

○子どもの安全確認に必要な情報

○今後の支援の手立てに役立つ情報

１人で抱え込まない！

「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」
ポスター・リーフレットより

２ 早期発見の視点と初期対応

②校内組織会議の開催

手引きP.15

＜協議事項例＞

・情報収集、共有・分析　・**通告・相談について検討**

・初期対応の検討　・役割分担　等

※通告の大前提として…

手引きP.22

○**確証がなくても通告**する

○虐待の有無を**判断するのは児童相談所等**の専門機関

○**子どもの安全を最優先**する

○通告は**守秘義務違反に当たらない**

2 早期発見の視点と初期対応

③SSWとの連携

スクールソーシャルワーカーの役割

① 問題を抱える児童生徒が置かれた**環境への働きかけ**を行う。
② 学校と関係機関等との**ネットワークの構築、連携・調整**を行う。
③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援を行う。
④ **保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供**を行う。
⑤ 教職員等への研修活動を行う。

引用：文部科学省スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

SSWは、児童生徒の家庭環境等を把握し、関係機関の連携を調整して、福祉的なアプローチで支援する。それぞれの強みを理解した上で学校は連携していくことが求められている。

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.19 P.22~23

通告や相談を判断するポイント・通告・通報先

①市町村の子ども福祉担当課

緊急性が低い場合
どこに通告したらよいか迷う場合

こどもまんなか
こども家庭庁HPより

②児童相談所

緊急性が高い場合（命の危険性なし）

③警察（通報）

緊急性が高い場合（命の危険性あり）

性的虐待の場合

いずれにおいても通告、通報したことを教育委員会等設置者へ連絡

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.16～17

④子どもへの対応

子どもの言葉だけで判断しない

- 状況を関係者間で**共通理解しておく**。
- リラックスできる、**静かで落ち着いた場所**で。
- 子どもが話した内容には推察を加えず、**正確に記録**する。
- 子どもがひどい状況を話しても、驚かず、**動揺を見せない**。
- 聴き取りの**回数はできるだけ少ない回数**を心がける。
- 「誰にも言わない」「親には言わない」等の**約束をしない**。

２ 早期発見の視点と初期対応

手引きP.9

④子どもへの対応

障害のある子どもへの対応は配慮や工夫を

１ 保護者自身の気持ちに寄り添う

２ 具体的な対応方法を、保護者と一緒に考える

３ 相談支援ネットワークを広げる

２ 早期発見の視点と初期対応

手引きP.19~21

⑤性的虐待の対応

児童虐待かも？と思ったら「189」こどもたちの未来を守るために（政府広報オンラインより）

直ちに
校内組織会議の開催

→ 教育委員会等

→ 児童相談所や警察等の専門機関

対応方法等を早期確認！

２ 早期発見の視点と初期対応

手引きP.17～18

⑥保護者への対応

- 面談や家庭訪問は、**複数の教職員で当たる**。
- 家庭訪問を拒否する場合には無理をせず、**来校を促す**など面談の機会を作る。
- 矛盾した話をする場合は、**指摘や追及をせず**、理由や意図を考えながら聞く。
- 虐待だけを話題にすることや**批判をすることなどはせず**、保護者の話を聞く。
- 家庭訪問や面談が終了した後は、速やかに**その状況（事実）を記録**する。

・子育ての悩み、自分自身の行為への苦しみの理解
・子どもに更なる危害が加えられる可能性を考慮

2 早期発見の視点と初期対応

手引きP.24~25

⑥記録の重要性

根拠の記録	具体的に、時系列で
子どもの訴えの記録	言葉、表情、態度
情報の記録	伝聞情報との区別
保護者の話の記録	経過に従いを具体的に

傷やあざ等については、大きさや位置を明確にして、写真や絵などで記録する。

３　通告とその後の対応について

①通告後の流れ

②保護者からの要求の対応

3 通告とその後の対応について

手引きP.31

①通告後の流れ

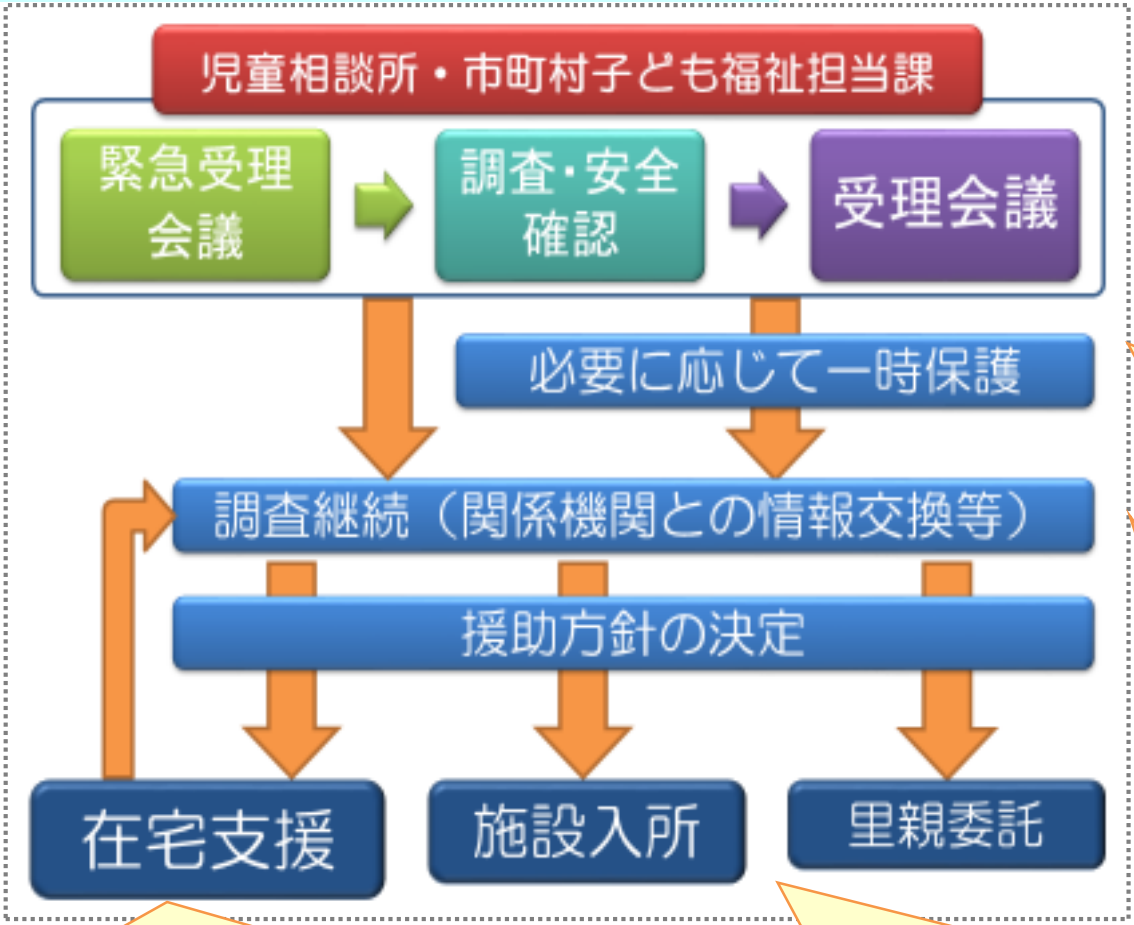

学校

①通学・通園できない場合は、学習機会の充実のために連携する。
②通学・通園できる場合は、学校園で注意深く見守る。

子どもや保護者の状況把握
- １か月に一度、出欠状況等を報告する。
- ７日以上欠席した場合は速やかに情報提供する。

要保護児童対策協議会・支援者・関係機関との連携

転校の可能性
転出先・兄弟姉妹の学校園との連携

3 通告とその後の対応について

手引きP.36~38

要保護児童等への対応

・概ね1か月に1回程度情報提供

→書面にて出席状況、家庭連絡の有無等

・休業日を除き引き続き7日以上の欠席

→情報提供の期日を待たず速やかに連絡

学校は情報を整理・共有を!

市町村、児童相談所等へ情報提供

3 通告とその後の対応について

手引きP.5、33、40

②保護者からの要求の対応

学校が言いつけた！
信じていたのに裏切られた！

毅然とした対応

一時保護は児童相談所の判断であって、学校が決定したものではありません。

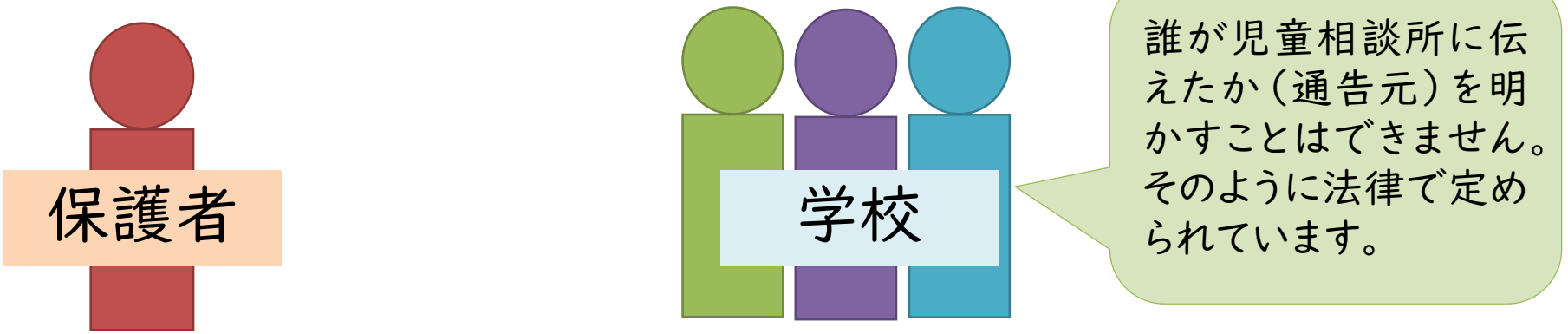

誰が児童相談所に伝えたか（通告元）を明かすことはできません。そのように法律で定められています。

3 通告とその後の対応について

手引きP.5、33、40

②保護者からの要求の対応

学校が言いつけた！
信じていたのに裏切られた！

個人情報保護条例に則って、開示請求するぞ。

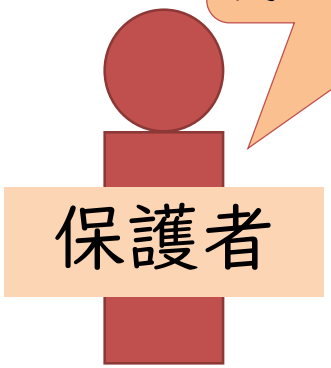

毅然とした対応

一時保護は児童相談所の判断であって、学校が決定したものではありません。

誰が児童相談所に伝えたか（通告元）を明かすことはできません。そのように法律で定められています。

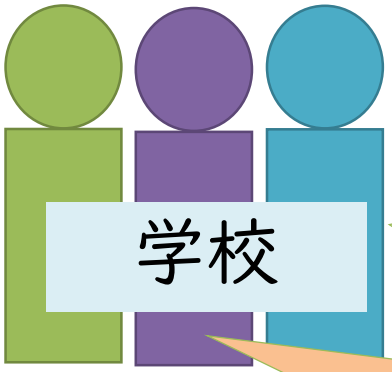

開示請求されましたら、法令に照らして検討させていただき、回答することになります。

複数の教職員・組織的に対応

関係機関と情報共有と連携

弁護士等の専門家に相談

学校や関係機関等が連携して対応するための４つのキーワード

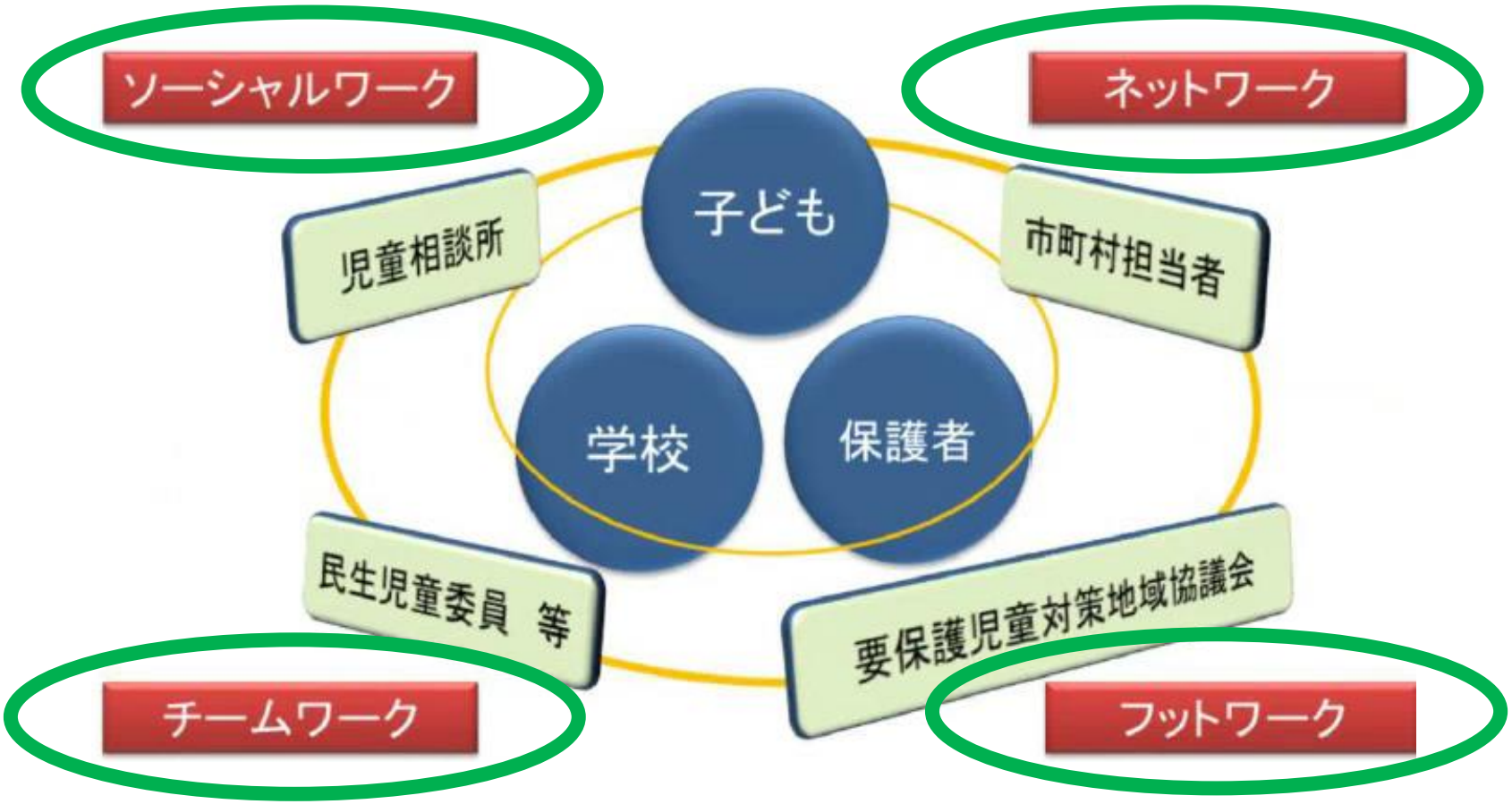

「人権教育指導資料Ⅶ
児童虐待防止編」
（平成24年3月）

●保護者向け

STOP体罰！STOP虐待！
（令和元年8月）

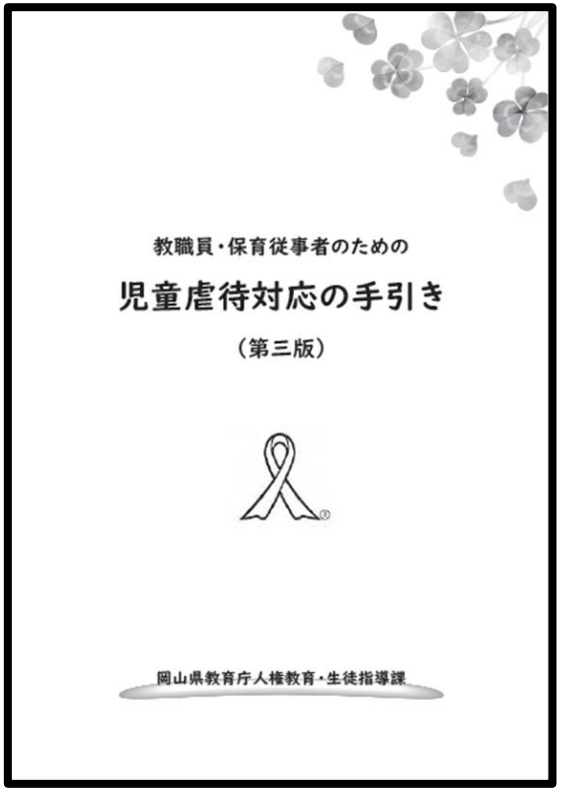

「教職員・保育従事者の
ための児童虐待対応の手引き
（第三版）」
（令和6年3月）

ご清聴ありがとうございました

こども家庭庁「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」より

オレンジリボンマーク

岡山県人権啓発
シンボルマーク